復興庁令

○復興庁令第四号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年八月五日

内閣総理大臣　高市　早苗

福島復興再生特別措置法施行規則の一部を改正する庁令

福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（会計の原則） **第五十八条**　［略］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［略］	（会計の原則） **第五十八条**　［同上］ ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この庁令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

省令

○カジノ管理委員会規則国土交通省令第二号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年八月五日

カジノ管理委員会委員長　佐藤　隆文

国土交通大臣　金子　恭之

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令の一部を改正する命令

特定複合観光施設区域整備法に基づくカジノ事業者又はカジノ施設供用事業者が行う設置運営事業等の監査及び会計に関する命令（令和四年カジノ管理委員会規則国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

附　則

この命令は、令和八年八月七日から施行する。

○法務省令第四十六号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、及び総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第四十八条において読み替えて準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十七条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

法務大臣　平口　洋